

第18章 市町村社会福祉協議会・社会福祉法人関係

【社会福祉課】

第1節 市町村社会福祉協議会関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか，どう対応したか～

本庁

【社会福祉課】

1. 社会福祉協議会の被害把握について

■社会福祉法人（118 法人）の被災状況について3月11日18:00に電子メールで照会した。

■しかし，各社会福祉法人は発災直後で混乱しているのに加え，復旧に向けた支援業務を開始しており，4月5日現在，回答が得られたのは9法人であった。

回答なし 26 法人

回答あり 9 法人

内訳 宮城県社会福祉協議会，気仙沼市社会福祉協議会，大河原町社会福祉協議会
柴田町社会福祉協議会，丸森町社会福祉協議会，亘理町社会福祉協議会
大和町社会福祉協議会，大郷町社会福祉協議会，色麻町社会福祉協議会

被害内訳 法人の人的被害 なし

法人の物的被害 5 法人

施設の人的被害 なし

施設の物的被害 5 法人 9 施設

2. 社会福祉協議会への財政支援について

■今回の震災において，社会福祉協議会の財政的支援については，国のセーフティネット支援対策等事業により国庫 10/10 の補助金が交付されることとなり，以下の費用が交付対象となった。市町村社会福祉協議会に対する補助金は県から県社協を通じて交付された。

○被災した市町村社協の復旧に関する費用

市町村社協の資・機材の再整備，事務所整備にかかる費用，県社協・内陸部社協からの応援職員にかかる費用

8月補正予算（予算額：122,077 千円）

○生活福祉資金貸付事業（緊急小口資金の特例貸付・生活復興支援資金）に関する費用

貸付相談員の増員，特設会場の借り上げ，警備の委託等にかかる費用，パソコン等の備品費用

5月補正予算及び8月補正予算（予算額：248,569 千円）

○被災者支援の活動に関する費用

沿岸部の市町村社会福祉協議会において，被災住民の見守り活動を行う生活支援相談員，災害ボランティアセンターのコーディネーター等の配置にかかる費用

8月補正予算（予算額：450,004 千円）

【課題・懸案】～ここが大変だった，これを学んだ，今後の教訓～

本庁

【社会福祉課】

- 被害状況についてはメールで照会したものの，通信手段が遮断された法人が少なくなく，その把握は完全にできなかった。
- 社会福祉協議会が被災により十分に機能ができない状況の中で災害ボランティアセンターの運営，生活福祉資金の特例貸付の実施などを担わなければならず，市町社協にかかる負担が大きかった。
- 被災社協の復旧にかかる費用等は10/10の国庫補助の対象となったが，対象となるものの範囲については個別に厚生労働省に照会する必要があり煩雑であった。特に，補助金の対象項目については，厚生労働省から県に対する通知がない中で，全国社会福祉協議会が先行して県社会福祉協議会に通知があり，調整に苦慮することがあった。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【社会福祉課】

- 社会福祉協議会の被害について，今後は県社会福祉協議会と連携し情報収集をすることで効率的な精度の高い状況把握を行っていく。
- 災害時における市町村社協への支援については，県と県社協が連携し平時から体制のシミュレーションを行い，財政的支援が必要となるものについては速やかに県側から国に対して要望できるような準備をしておく。

第2節 社会福祉法人関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【社会福祉課】

1. 社会福祉法人の被害把握について

■社会福祉法人（118 法人）の被災状況について 3 月 11 日 18:00 に電子メールで照会した。

■しかし、各社会福祉法人は発災直後で混乱しており、通信手段が遮断された法人も少なくなく、4 月 5 日現在、回答が寄せられたのは 55 法人であった。

回答なし 63 法人

回答あり 55 法人 うち法人の人的被害 3 法人：死亡者 2 名、行方不明者 数名
 法人の物的被害 19 法人
 施設の人的被害 1 法人 1 施設
 施設の物的被害 55 法人 126 施設

■被害状況については、3 月 12 日以降 4 月 5 日まで日々更新し、随時、施設所管課に情報提供した。

■「社会福祉法人・福祉施設支援本部」事務所の設置（全国社会福祉協議会、社会福祉施設協議会連絡会協議会が設置）に伴い、社福法人のニーズ把握等の活動に係る災害派遣等従事車証明書発行の手続きを行った。

2. 社会福祉法人に対する運営指導について

■社会福祉法人に対して、国からの事務連絡「東日本大震災の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する Q & A について」を發出し、平成 23 年度予算・事業計画、平成 22 年度決算・事業報告等の取り扱いについて周知を図った。

■沿岸部の被災した社会福祉法人、社会福祉施設については、平成 23 年度の指導監査の対象から除外した。

3. 国に対して東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望について

■国に対して東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望として「社会福祉法人に対する独立行政法人福祉医療機構からの災害復旧資金（経営資金）貸付に係る特例措置の拡充」を求めた。

内容

独立行政法人福祉医療機構が、被災した社会福祉法人に対し貸し付ける災害復旧資金（経営資金）の貸付利息は、契約から 5 年間は無利子ですが、6 年目以降は有利子（変動金利）となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に社会福祉関係施設も壊滅的な被害を受けており、社会福祉法人の負担を解消するため、償還期間中の貸付利率を無利子とするよう求めます。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【社会福祉課】

1. 社会福祉法人の被害把握について

■被害状況の把握はメールで照会したものの、通信手段が遮断された法人が少なくなく、その把握は完全にはできなかったことから、今後は施設所管課と連携、情報収集を行い、効率的に精度の高い把握を行っていく。

2. 社会福祉法人の経営支援について

■東日本大震災により社会福祉法人が運営している特別養護老人ホームなどの社会福祉施設が被災したことにより法人資金収支の悪化が懸念される状況であり、適切な財政支援を必要としていたが、6月までは義援金業務に集中せざるを得なく、法人に対する適切な経営相談・助言・指導ができなかった。

3. 国に対して東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望について

■「社会福祉法人に対する独立行政法人福祉医療機構からの災害復旧資金（経営資金）貸付に係る特例措置の拡充」を求めたが、当該貸付は国の財政投融资資金を活用しているもので、貸付利子の無利子化はできなかった。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく，教訓をこう生かす～

本庁

【社会福祉課】

■一時的な資金需要のため独立行政法人福祉医療機構の災害復旧資金の経営資金の貸付を受けた社会福祉法人に対して貸付金に対する利子補給を行い，法人の経営支援を図っていく。

【社会福祉法人経営資金貸付利子補給】

1 貸付対象者

東日本大震災で被災した県内の社会福祉法人のうち独立行政法人福祉医療機構の経営資金（災害復旧資金）の融資を受けた法人

2 対象経費

東日本大震災で被災した県内の社会福祉法人のうち独立行政法人福祉医療機構の経営資金の融資を受けた経営資金（災害復旧資金）の利子相当額

3 利子補給の対象とする融資の限度額

3,000万円（無担保での借入れの限度額3,000万円）

4 利子補給の期間

平成28年度から平成38年度まで

【（独法）福祉医療機構経営資金（災害復旧資金）の貸付概要】 H24.1.20現在

貸付限度額	所要額の100%			
利率 %		～5年間	6,7年目	8年目～
	償還10年以内	無利子	0.2	0.3
	償還10年超15年以内	無利子	0.6	0.7
保証人免除は0.05%上乗せ				
償還期間	15年以内			
据置期間	5年以内（ただし償還期間が10年以内は据置期間は2年以内）			
担保	不動産担保 3,000万円まで無担保			